

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
【本編】 Ⅲ－２－３－２－６ 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (5)大口信用供与 法第 13 条第 1 項ただし書の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は事業を譲り受けたことその他銀行法施行令（以下「施行令」という。）及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。 なお、承認に当たっては、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末（中間期末を含む。）までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。	【本編】 Ⅲ－２－３－２－６ 信用リスク管理に係る監督手法・対応 (5)大口信用供与 ① 法第 13 条第 1 項ただし書（同条第 2 項で準用する場合を含む。以下②において同じ。）の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は事業を譲り受けたことその他銀行法施行令（以下「施行令」という。）及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。 当該承認に当たっては、<u>原則として、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末（中間期末を含む。）までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。</u> ② <u>施行規則第 14 条の 3 第 2 項第 3 号の「その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。」（施行規則第 14 条の 6 第 1 項で準用する場合を含む。）に該当し、法第 13 条第 1 項ただし書の承認をする場合としては、例えば、下記イからハまでに掲げるような事情があり、銀行の健全性に支障が生じないと認められる場合が考えられる。</u> <u>イ. 法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合</u> <u>ロ. 告示第 6 章第 5 節に規定する信用リスク削減手法（施行規則第 14 条の 2 第 1 項により、信用の供与等の額から控除することが認められているものを除く。）を用いることにより、信用の供与等の額が信用供与等限度額を超過しない場合</u> <u>ハ. 金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合であって、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合</u> <u>上記イからハまでのいずれかに該当し、法第 13 条第 1 項ただし書の承認をする場合には、上記①にかかわらず、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めないものとする。</u>